

業務指示書

ジャマイカ国災害対応通信体制改善計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年3月4日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 木戸 正巳 Kido.Masami@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年3月9日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 二者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：災害情報システムに係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／運営体制・維持管理計画Ⅰ）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：災害情報システムに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 災害観測計画 I】

- 1) 類似業務の経験：災害観測計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年3月13日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(JMD1 = 1.031 円 , US\$1 = 117.93

円 , EUR1 = 133.23

円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
 - () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
 - () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/運営体制・維持管理計画 I
災害観測計画 I

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.97 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年3月31日(火)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
 - ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
 - ②業務の実施方針等
 - ③業務従事予定者の経験・能力
 - ④若手育成加点*
 - ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
ジャマイカ国災害対応通信体制改善計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/運営体制・維持管理計画 I	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 災害観測計画 I	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 事業の背景

ジャマイカは、カリブ海の北西部に位置する大アンティル諸島の一つである。大西洋のハリケーンベルトに位置していることから、大規模なハリケーン、熱帯性暴風雨による洪水、土砂災害が多く発生し、人命及びインフラへの被害が拡大傾向にある。直近では、2010年に発生した熱帯性暴風雨ニコルによって同国全土で洪水が発生し、227百万USドル（同年の同国GDPの約1.9%）の経済的損失を被った。

ジャマイカ政府は、国家開発計画「Vision2030」に基づく開発目標の一つに災害リスクの軽減と気候変動への適応を掲げ、海岸地域コミュニティにおける洪水・土砂災害リスク管理を短期的な優先行動の一つに位置付けている。災害管理の監督・調整機関である地方政府・コミュニティ開発省災害準備・緊急管理局（ODPEM）を中心に防災関連情報の収集・分析、予警報発信等の対策を実施しているが、防災通信網の整備が不十分なことによる、災害発生時の警報伝達の遅れ、及び被害状況の把握・対応の遅れが引き続き課題となっている。

かかる背景を踏まえ、同国は我が国に対し、無線通信システム整備等により災害発生時の情報伝達の速度及び安定性の改善を図る「災害対応通信体制改善計画」（以下「本事業」とする）を2014年12月に要請した。

本業務は、本事業の無償資金協力としての妥当性を検討し、最適な計画の内容、規模等を検討した上で、概略設計を行うことを目的とする。

2. 事業の概要

(1) 上位目標：

ジャマイカの災害発生時における人的被害と経済的被害の軽減に向けた環境が整備される。

(2) 事業目標：

災害発生時における関係機関間及び一般市民に対する情報の迅速化・安定化のための基盤が整備される。

(3) 事業の成果：

全国規模でのデジタル無線通信システム、県レベルでの固定・移動無線管理局、FMラジオを活用した一斉予警報発信のためのエンコーダ等、防災情報処理伝達システムがジャマイカに導入される。

(4) 事業内容（我が国への要請内容）：

日本側投入

以下の資機材一式

- ・ デジタル基幹無線固定中継局内機材
- ・ 固定無線管理局内機材
- ・ 移動無線管理局内機材
- ・ 固定無線指令局内機材

- ・ 警報装置
- ・ 無線端末器
- ・ 空間データ収集機器
- ・ インフラサポート機材

相手国側投入

カウンターパートの配置、用地の確保

(5) 対象地域 (サイト):
ジャマイカ国内全域

(6) 関係官庁・機関

主管官庁及び実施機関: 地方政府・コミュニティ開発省災害準備・緊急管理局 (Ministry of Local Government and Community Development, Office of Disaster Preparedness and Emergency Management : ODPEM) 及び運輸・公共事業・住宅省国家公共事業局 (Ministry of Transport Works and Housing, National Works Agency : NWA)

(7) 関連する我が国の協力

2013年12月から2014年4月にかけて実施した「北米・中南米地域ジャマイカ、セントルシア防災分野に係る情報収集・確認調査」を実施し、両国の災害の現状及び防災に係る対応状況等について情報収集を行った。また2015年中に技術協力個別案件 (専門家) 「カリブ地域防災管理アドバイザー」を広域派遣予定であり、本事業と連携した活動及びODPEMへの提言等を行う予定である。

3. 業務の目的

本業務は、一般無償資金協力の活用を前提として、事業の背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営、維持管理等の留意事項等を提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は「災害対応通信体制改善計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本業務においては①要請されている無償資金協力事業の内容に関して、機材等の

導入後の運用確実性を確認するために、事業内容、実施・協力体制、他の援助機関の動向等の確認を行い、必要に応じてその内容を再検討し、事業内容を確定させるための現地調査（第一次現地調査：スコーピング）、②サイト状況調査、社会状況調査等を通じ、無償資金協力事業の設計・積算のための現地調査（第二次現地調査：概略設計）、③報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（第三次現地調査：報告書案説明）の3回を予定している。各現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

なお、第一次現地調査では事業実施の妥当性やおおまかな事業内容の方向性を確認することを目的とするものであり、ジャマイカ側の組織・法制度、実施・協力体制（災害観測能力、災害情報分析・評価能力、予警報体制/能力、防災関係省庁間の災害情報伝達プロトコール/能力、情報通信網の精度/メンテナンス能力、住民の災害情報に対する理解度等を含む）等から事業の効果が見込めない場合は、第一次現地調査にて、本契約を打ち切ることがありうる。その場合は、本件事業を実施するにあたってジャマイカ側が整備しなければならない前提条件について整理し、ジャマイカ国政府に対して提言として残すこととする。

（2）計画内容の確認プロセス

本業務は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分 JICA と協議すること。なお、特に以下の4つの段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 第一次現地調査後の国内解析終了時

現地調査結果及びその後の国内解析結果を記述した「第一次現地調査結果及び国内解析結果概要」を取りまとめ、これをもとに、防災対策として本事業の実施妥当性を協議し、コンポーネントを決定する。

2) 第二次現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「第二次現地調査結果概要」を取りまとめ、これをもとに、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 設計・積算方針決定時

現地調査及び国内作業の結果を踏まえて、計画・設計される事業内容の基本計画をとりまとめ、複数の代替案を設定し、比較検討を行った上で最適案を協議・決定する。

4) 第三次現地調査（報告書案説明調査）派遣前

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

（3）調査実施方針

1) 妥当性の確認

ジャマイカにおける開発計画、防災セクターにおける計画等を確認し、要請案件の無償資金協力としての妥当性を確認する。特に、本事業は通信網整備のための機材調達案件であり、基盤整備は図られるものの、防災情報伝達の迅速化・安定化そのものの達成には、①災害観測能力、災害情報分析・評価能力、予警報体制/能力がジャマイカ国に備わっていること、②防災関係省庁間の災

害情報伝達プロトコール/能力が各組織間で十分に構築されていること、③情報通信網の精度/メンテナンス能力が先方実施機関（地方政府・コミュニティ開発省災害準備・緊急管理局：ODPEM）に備わっていること、これら3点が必須である。上述3点の現状を十分に把握した上で、本事業実施の妥当性を確認し、必要があれば、コンポーネントの絞り込みもしくは縮小等についても検討する。

2) ジャマイカ側実施体制の確認

本事業実施に係る人員・予算確保の計画や、機材の運営維持管理体制等について調査を行う。特に、既存の情報伝達体制の課題の整理と、本事業によって解決できる部分を整理し、災害情報伝達全体として改善を図るために必要な対応を検討する。特に、災害情報伝達のための各関係機関が集うワーキンググループ等の体制構築についても検討する。また、適切な災害情報伝達のためには、機材整備のみならず、住民の災害情報に対する理解度がジャマイカ国内で周知されていることが重要であるため、啓発活動等のソフトコンポーネントも検討すると共に、別途、技術協力の必要性の有無を併せて検討する。

3) 組織間枠組み・責任分担

本事業はODPEMの要請に基づくものであるが、ODPEMが災害情報伝達の責任の全責任を担っているとは限らず、運輸・公共事業・住宅省国家公共事業局（NWA）がインフラ復旧・復興事業を担当している点も踏まえ、本事業の実施に際し適切な実施機関であるか確認する。また、調査の結果によっては、既存の組織間枠組みや責任分担に合致しない（変更が必要になる）事業内容になる可能性もあるため、基本的な考え方としては、本事業により、既存の組織間枠組み・責任分担の変更ができる限り発生しないよう、調達機材の内容、設置場所や責任機関を提案する。

4) 組織間枠組み・責任分担が変わる場合の対応

組織間枠組み・責任分担の変更の必要性がある場合にも対応できるよう、いずれの体制であっても活用できる機材仕様となるよう工夫する。また、関係機関間で役割や責任範囲が明確となるよう明文化し、各関係機関からの確認を取る。

5) 対象とする災害

対象とする災害は、洪水、土砂災害とするが、本事業で導入するシステムの汎用性を検討するために、他の災害情報（地震、津波、噴火、山火事等）の状況についても確認する。

6) 設計・積算の精度

第二次現地調査で行う設計・積算の精度は、入札に対応できるものとする。

(4) 環境社会配慮

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月）が掲げる環境や社会への影響を及ぼしやすいセクター・特性、及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境や社会への望ましくない影響は最小限かあるいはほとんどないと判断されるため、カテゴリCに分類される。但し、アンテナ設置や建屋等建設の必要があり、用地取得や住民移転等の必要性が調査中に判明した際にはカテゴリBへの変

更となるため、環境社会配慮団員の追加措置等は契約変更にて対応することとする。

(5) 他の援助機関の援助動向確認

上述「5. (3) 1)」に記載のとおり、「災害観測能力、災害情報分析・評価能力、予警報体制/能力がジャマイカ国に備わっていること」が適切な災害情報発信において必須である。上述の点が備わっていない状況で本事業の要請内容である通信網整備のための機材を調達してもプロジェクト目標に記載の効果が発現されない可能性もある。これより、本業務において、ジャマイカ国における災害観測能力、災害情報分析・評価能力、予警報体制/能力について確認し、本事業実施の妥当性を検討する。さらに、世界銀行(WB)や米州開発銀行(IDB)らがジャマイカ国において災害観測能力及び災害情報分析・評価能力強化のための支援を実施する予定との情報もあるため、上述2組織を含む他の援助機関のジャマイカ国における援助動向を確認し、本事業との住み分けないしは連携可能性を明確にする。上述に係る支援については、本事業と足並みをそろえる必要があると考えられるため、必要に応じて、他の援助機関の進捗状況を本事業の実施の条件にする等の工夫・整理を行う。

(6) ジェンダーへの配慮

対象地域での調査・設計を進めるにあたり、女性や子供等社会的弱者への配慮を行うこととする。また、社会状況の把握として、対象地域周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料を収集・整理する。

(7) 設計・積算マニュアル

本業務において設計・積算を行うに当たっては、「協力準備調査設計・積算マニュアル(試行版)(2009年3月)」「(補完編・別冊を含む)(以下、設計・積算マニュアル)に基づいて行うものとする。同マニュアルには、代表的なセクターの標準的な内容が示されているので、本案件の特性と求められる水準に配慮しながら、設計及び積算に必要な情報の収集、検討・分析、結果の整理、設計・積算に関連する資料(設計総括表、積算総括表等)の作成を行う。

(8) 報告書・提出物等の作成

報告書・提出物等の作成にあたっては「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」(2014年10月改訂版)(以下、無償報告書ガイドライン)を参照することとする。

6. 業務の内容

【第一次現地調査時】

(1) インセプション・レポートの作成

関連資料の分析・検討を行い、事業の全体像を把握する。併せて、調査全体の方針・方法を検討した上で、現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
上記の作業を踏まえて、インセプション・レポートを作成する。

(2) インセプション・レポートの説明・協議

JICAが派遣する調査団員と協力し、インセプション・レポート(調査方針、調査計画、便宜供与依頼事項、我が国無償資金協力制度等)を先方政府関係者に説明し、内容について協議・確認する。

(3) 事業の背景・経緯の確認

1) 防災セクターにおける政策、開発計画、中長期計画(開発方針、開発課題、重点分野等)の概要と本事業の位置づけを確認する。

2) ジャマイカにおける防災セクター(特に、防災情報処理伝達システム)の現状と課題を調査し、上述「5.(3)1)」を踏まえ、本事業実施の妥当性を確認する。

3) 本事業の要請の経緯と内容についてジャマイカ側の意向を再度確認する。

4) 上述「5.(5)」を踏まえ、本事業に関連する援助機関の援助動向を確認する。

(4) ジャマイカ基礎情報及び防災セクター状況調査

1) ジャマイカ基礎情報及び防災サービス全般

「北米・中南米地域ジャマイカ、セントルシア防災分野に係る情報収集・確認調査」の調査(「第3業務実施上の条件、3.貸与資料」参照)では、対象地域の防災分野における課題抽出が目的だったため、本業務では当該調査結果に加え、災害発生時に必要な無線通信システム整備に必要な災害危機管理体制(行政、人材、情報システム、財政措置等)を確認する。また、各省庁・関連団体による災害情報の提供状況を確認する。

2) 現在の災害情報伝達に関する課題の整理、ボトルネックの検討

過去の災害の事例(調査報告)や、聞き取り調査等によって、現在の災害情報の取得から伝達と情報の受け取り側(住民意識等)までの課題を抽出し、整理する。また、各関係組織間における防災情報の伝達体制について、各防災の種類によって伝達経路が異なるか否かも含め、確認する。

(5) 事業実施体制の確認

本事業の実施機関であるODPEM及びNWAの組織・権限・人員構成・責任分担や近年の財政・予算状況、技術水準等を確認し、本事業の実施に際し適切な実施機関であるか確認する。

(6) 現状の情報伝達に関する責任分担や課題の確認

先方の要請内容と、上述「6.(5)」で確認した責任分担・経路と上述「6.(4)」の課題・ボトルネック等を比較し、本事業が災害情報の安定的で迅速・安定的な伝達のためにどの程度貢献するのか、全体像の中のどの部分の改善に資するのかを確認する。

(7) 組織間連携・法制度化の必要性の検討

本事業で導入する機材を活用するにあたり、既存の枠組み・組織・法制度にて対応可能かどうかを確認する。既存の枠組み・組織・法制度で対応不可能(組織・法制度が

整備されていない)場合は、これをジャマイカ側が整備しなければならないため、その内容を整理する。特に、無線のデジタル化に伴い、ジャマイカ政府からの周波数に係る各種許認可等の取得の必要性、許認可取得のための必要事項、許認可権限所掌組織等を確認する。また、ODPEM のラジオ放送権限の有無及び必要性についてもあわせて確認する。

(8) サイト状況調査及び社会状況調査の内容検討

第一次現地調査で収集した情報を踏まえ、第二次現地調査で実施するサイト状況調査及び社会状況調査の内容を決定する。なお、第二次現地調査で実施する調査内容については、各関係組織が所有する既存情報を確認した上で、追加的に収集が必要な情報についてのみ実施するよう効率性に配慮した内容を検討することとする。

(9) インテリム・レポートの作成

第一次現地調査結果を踏まえ、本事業の実施妥当性及び確定したコンポーネントをインテリム・レポートに取りまとめる。また、第二次現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。

【第二次現地調査時】

(10) サイト状況調査

本業務にて行う設計、積算について必要な精度を確保するため、対象地域において、以下に示すサイト状況調査を行う。以下の項目以外に必要な調査項目がある際にはプロポーザルにて提案すること。

1) 機材設置のための土地確保状況、候補地の適否確認、必要に応じて周辺の自然状況調査(地形等)

2) 既存の無線管理局等のレイアウト確認(広さ、機材配置等)

3) 既存機材の確認(稼働状況、普及状況、故障の規模、利用状況、維持管理体制等)

4) ユーティリティ(電気、水道等)の整備状況

5) 各機材設置拠点の妥当性の検討、必要に応じて新規機材設置拠点場所の検討

特に、自然状況調査については必要に応じて現地再委託も可とするが、自然状況調査の必要性及び詳細については第一次現地調査結果に従って決定されるため、現段階での見積金額の計上は不要であり、契約変更にて対応することとする。また、アンテナ設置時等、必要に応じて雷対策も検討する。雷対策検討時には「第3業務実施上の条件、3. 貸与資料」も参考にすること。

(11) 社会状況調査

ジャマイカの緊急災害時における本事業調達機材のニーズ把握を目的とした社会状況調査を行う。また、対象地域周辺の貧困データ、ジェンダー関連データ等の既存資料の収集・整理についてもあわせて行う。なお、必要に応じて現地再委託も可とするが、社会状況調査の必要性及び詳細については第一次現地調査結果に従って決定されるため、現段階での見積金額の計上は不要であり、契約変更にて対応することとする。

(12) ソフトコンポーネントの検討

先方実施機関と協議のうえ、上述「5. (3) 2)」を踏まえ、協力対象機材の運営維持管理面でのソフトコンポーネント、本事業実施後の技術協力等の必要性を検討し、必要性が認められた場合は、ソフトコンポーネント等の計画を作成する。

(13) 機材調達計画の検討

- 1) 要請資機材（品目・仕様・数量）の精査を行う。
- 2) 既存機材と要請資機材の整合性並びに現地気象状況等を踏まえた上、資機材選定基準を検討する。
- 3) 調達事情調査（第三国調達を含めた調達先、調達方法、調達機関、調達価格、輸送費、免税措置、現地代理店の有無、関連法令、保険等）を行う。
- 4) 消耗品、スペアパーツ等の入手手段及び機材メンテナンス・アフターサービス体制を確認する。
- 5) 将来的には NWA の提唱するデジタル通信網と本事業の調達機材の接続により、災害管理関連機関と統合化した通信網の構築も想定されるため、このような調達機材の拡張可能性についても検討する。
- 6) 概略事業費を算出する。

(14) 事業内容の計画策定

概略設計調査の結果を記述した「概略設計調査結果概要」を調査の帰国後に取りまとめ、これを基に基本的な計画・設計の方向性を JICA と協議・確認する。これら協議を踏まえ、協力対象事業の計画策定（概略設計）を行う。

なお、設計に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「機材編」（2009年3月）に準拠して設計総括表を作成し、JICA に対しその内容を説明し、確認を取ることとする。計画策定には最低限以下の項目を含めるものとする。

1) 基本計画（機材の数量・仕様等）

調達事情や実施機関の実施体制・能力並びに関連機材整備・補修の実績・計画、保有機材の修理の内容・頻度・経費、機材調達後の維持管理計画等を勘案し、設計方針を整理する。

①全体計画

現有資機材の種類・数量・稼働状況、実施機関 ODPEM の事業実施体制（人員構成、財政・予算状況、技術水準）、今後修理が必要と想定される関連機材及び今後の維持管理計画等を踏まえ、防災情報処理伝達システムに必要となる資機材の無償資金協力による調達適否を検討する。

②機材計画

必要と認められる機材について、機材名、仕様、数量、使用目的等を整理する。なお、機材の仕様の検討にあたっては、対象地域の気候や地形等の自然条件を考慮することとする。

③機材配置計画

機材設置先となる中継局及び無線管理局等における機材・電源等の配置図面を作成する。

2) 調達計画

次の事項について検討する。

- ・ 調達方針
- ・ 調達上の留意事項
- ・ 調達・据付区分（先方負担との区分）
- ・ 調達監理計画
- ・ 品質管理計画
- ・ 機材調達計画
- ・ 実施工程

（15）相手国負担事項の概要の整理

相手国負担事項（必要予算確保等）及び無償資金協力として事業を実施する際のジャマイカ政府の免税措置を確認する。

（16）維持管理計画の検討

以下の点を確認した上で、維持管理計画を検討する。検討にあたっては、毎年必要な点検・維持管理業務と数年単位で必要な維持管理業務に分類して整理を行う。また、減価償却資産の耐用年数等に関するジャマイカの省令やジャマイカにおける耐用年数またはそれに準ずる規程（存在する場合）及び既存機材の使用状況等を参考に各機材の経済的な使用期間を設定した上で、同期間の維持管理計画を検討する（維持管理予算の算出等）。

- 1) 本事業による協力対象機材の運営維持管理体制について確認する。
- 2) 機材維持管理体制やスペアパーツ確保の見込みを確認する。
- 3) 本事業による協力対象機材の維持管理に係る経費を積算する。
- 4) 本事業による協力対象機材の維持管理に係るジャマイカ側の経費負担能力を確認する。
- 5) 本事業実施後にジャマイカ側が行うこととなる協力対象機材維持管理の体制・方法及び予算に係る計画並びに維持管理のために必要な人員が現状において不足している場合の人員確保・養成計画についても整理する。

（17）事業の概略事業費の積算

本事業及びその中で我が国無償資金協力の対象として計画する「協力対象事業」の概略事業費及び本事業で調達される機材のおおよその維持管理費を積算する。

積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」（2009年3月）及び同「機材編」（2009年3月）に準拠して積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。

なお、設計（機材の仕様の選定）及び積算の精度は入札に対応できる精度を確保することとする。

（18）留意事項の整理

事業の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。

（19）事業の評価

事業の評価をDAC評価5項目に配慮しつつ、特に妥当性と有効性に分類して整理する。

有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年を目途とした目標年の目標値を設定する。なお、本事業については、定量的指標として、防災情報伝達時間の短縮、情報伝達可能エリアの拡大等が想定される。これら定量的指標の設定にあたっては、ベースライン調査を行った上で目標値を設定することとする。想定している定量的指標の定量的指標を提案する際には、プロポーザルに明記すること。

(20) 準備調査報告書（案）の作成

第三次現地調査（準備調査報告書（案）説明）調査団派遣前に、概略設計調査結果を協力準備調査報告書（案）、機材仕様書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。

【第三次現地調査時】

(21) 準備調査報告書（案）の説明・協議

上記協力準備調査報告書（案）、機材仕様書（案）をジャマイカ政府関係者等に説明し、内容を協議・確認する（概略事業費を含む）。特に、事業実施における維持管理体制の整備等、相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・協議する。

(22) 準備調査報告書等の作成

ジャマイカ政府関係者等への準備調査報告書（案）の説明・協議を踏まえ、以下の報告書等を作成する。

- 1) 概要資料
- 2) 概略事業費（無償）積算内訳書
- 3) 準備調査報告書
- 4) 機材仕様書（案）
- 5) デジタル画像集

7. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、(7) から (11) を成果品とする。

成果品	提出時期	部数
(1) 業務計画書	2015年4月上旬	和文3部
(2) インセプション・レポート	2015年4月上旬	和文10部 英文25部
(3) 第一次現地調査結果概要	2015年5月下旬	和文10部
(4) インテリム・レポート	2015年6月下旬	和文10部 英文25部
(5) 第二次現地調査結果概要	2015年9月上旬	和文10部
(6) 準備調査報告書（案）	2015年11月下旬	和文10部

		英文 25 部
(7) 概要資料	2015 年 12 月下旬	和文 1 部及び CD-R1 枚
(8) 概略事業費（無償）積算内訳書	2016 年 2 月下旬	和文 2 部
(9) 準備調査報告書	2016 年 2 月下旬	和文（製本版）8 部及び CD-R2 枚 英文（製本版）16 部及び CD-R3 枚 和文（簡易製本版）3 部及 び CD-R1 枚
(10) 機材仕様書（案）	2016 年 2 月下旬	和文 3 部 英文 4 部
(11) デジタル画像集	2016 年 2 月下旬	CD-R2 枚 （デジタル画像 40 枚程 度）

注 1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第 6 条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注 2) (8) については 2009 年 3 月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル（試行版）」の補完編を、その他については「無償資金協力をに係る報告書等作成のためのガイドライン（2014 年 10 月）」を参照することとする。

注 3) 準備調査報告書（和文：製本版）には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。このため、本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として準備調査報告書（和文：簡易製本版）を作成する。

注 4) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2010 年 3 月）」を参照する。

注 5) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上述ガイドラインを参照する。

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

2015年4月上旬より業務を開始し、4月中旬より第一次現地調査を行い、同年7月中旬に第二次現地調査を行い同年12月上旬に第三次現地調査を実施することを想定する。同年12月下旬に概要資料、2016年2月下旬までに準備調査報告書を含む成果品を作成・提出する。

項目	時期	2015 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2016 1月	2月
(概略設計調査)												
事前準備		□										
第一次現地調査		■	■									
国内解析			□	□								
第二次現地調査					■	■	■					
国内解析							□	□	□			
第三次現地調査										■		
国内整理										□		
概略設計概要資料 提出										△		
最終報告書提出												▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：17.47M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任/運営体制・維持管理計画Ⅰ（2号）
- 2) 運営体制・維持管理計画Ⅱ
- 3) 災害観測計画Ⅰ（3号）
- 4) 災害観測計画Ⅱ
- 5) 情報伝達システム/据付計画
- 6) サイト状況調査/社会状況調査
- 7) 調達事情/積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、明確な理由とともにプロポーザルに含めて提案すること。

(3) 通訳

本業務において通訳の配置は想定していない。

3. 貸与資料

次の資料を貸与資料とし、連絡先は以下のとおりとする。

- 1) 無償資金協力要請書
- 2) 北米・中南米地域 ジャマイカ、セントルシア防災分野にかかる情報収集・確認調査 最終報告書 (2014年4月)
- 3) 落雷対策における技術参考資料 (案) (ドラフト)
※連絡先：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信 G (担当：風間)
(TEL:03-5226-8129)

4. JICA からの参加団員の構成と現地調査行程 (案)

(1) 第一次現地調査：スコーピング

- 1) 団員構成：総括 (JICA)
計画管理 (JICA)
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて調査方針及び無償資金協力制度を確認し、双方の合意事項に関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第二次現地調査：概略設計

- 1) 団員構成：総括 (JICA)
計画管理 (JICA)
- 2) 調査行程：約 10 日間
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画及び設計方針を検討し、双方の合意事項に関するミニッツを取りまとめる。

(2) 第三次現地調査：報告書案説明

- 1) 団員構成：総括 (JICA)
計画管理 (JICA)
- 2) 調査行程：約 7 日間
- 3) 目的：準備調査報告書 (案) について、双方の合意事項に関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託での実施も可能としている自然状況調査及び社会状況調査については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO・現地施工業者等に再委託して実施することを認める。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」(2012年4月)に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成

果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

6. 別見積もり

本事業では、航空賃以外に見積価格を分けて提示するものはない。

7. その他の留意事項

(1) 無償資金協力事業の実施体制

本計画の実施が我が国一般プロジェクト無償として実施される場合、JICA は本業務を実施した本邦コンサルタントを実施設計及び調達監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

実施設計・調達監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の様式-2 及び様式-3 を準用した表を添付する。

(2) 業務主任の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任は、総括団員滞在期間中原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他の団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。なお、総括団員の行程においては、ドミニカ共和国事務所への調査報告も含まれているため、その点についても配慮した業務スケジュールを検討すること。

(3) ビザ取得及びジャマイカの国内移動許可

現地調査に必要なビザ取得のための招聘状発出及びジャマイカの国内の移動許可にかかる手続きはJICAにて支援する。なお、同手続きを踏まえ、現地調査の開始は4月中旬を目途とする。

(4) 安全管理

治安状況については、JICA ドミニカ共和国事務所、JICA ジャマイカ支所、在ジャマイカ日本国大使館において十分な情報収集を行なうとともに、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行なうこと。また、JICA ジャマイカ支所、及び JICA ドミニカ共和国事務所と常時連絡が取れる体制とするよう留意すること。

以 上